



※市内は、市外局番0287を省略した表記にしています。

相談	相談日	時間	会場	問い合わせ・備考
行政相談	6日(火)	午後1時～3時	西那須野公民館	●国、県、市など行政の仕事に対する意見や要望 ☎企画政策課 ☎(62)7109
	14日(水)		いきいきふれあいセンター2階	
不動産相談(予約制)	23日(金)	午後1時30分～3時30分	県不動産会館県北支部(黒磯文化会館前)	※相談日当日までに要予約。 県宅建協会県北支部 ☎(62)6677

マザーズコーナー 出張職業相談	8日(木)	午前9時15分～正午	いきいきふれあいセンター2階	●子育て中の人の出張就職相談 ハローワーク大田原 ☎0287(22)2268
	21日(水)	午後1時～3時	つどいの広場「ほっぺ」(方京)	

弁護士による 法律相談(予約制) ※年度内1人2回まで可。	13日(火)	午後1時30分～3時50分	いきいきふれあいセンター2階	※予約受付期間 6月5日(月)～12日(月)。定員14人。 ☎社会福祉課 ☎(62)7135
	27日(火)	午後1時30分～3時50分	健康長寿センター2階	※予約受付期間 6月19日(月)～26日(月)。定員14人。 ☎市民福祉課 ☎(37)6231
広域無料法律相談(予約制)	8日(木)	午後1時30分～4時30分	トコトコ大田原 市民交流センター(大田原市中央1丁目)	※予約受付期間 6月1日(水)～7日(水)。定員18人。 大田原市総務課 ☎0287(23)1111

人権相談	1日(木)	午後1時～3時	東那須野公民館	●人権相談、人権保護などの相談 ☎市民協働推進課 ☎(62)7019
			健康長寿センター	
			ハロープラザ	

育児相談(予約制)	12日(月)	午前9時30分～午後2時30分	西那須野保健センター	●保健師や栄養士などによる育児に関する相談 ☎子育て相談課 ☎(38)1356
	22日(水)		黒磯保健センター	

健康相談 食生活相談(予約制)	5日(月)	午後1時30分～3時	黒磯保健センター	●保健師や管理栄養士による健診の結果相談や、その他心身の健康相談 黒磯保健センター ☎(63)1100
	8日(木)		西那須野保健センター	
	15日(木)		黒磯保健センター	
	19日(月)		西那須野保健センター	
	23日(金)		黒磯保健センター	
	28日(水)		黒磯保健センター	
	30日(金)	午前9時30分～11時 午後1時30分～3時	西那須野保健センター	

こころの相談(予約制)	6日(火)	午前10時～正午 午後1時～5時	西那須野保健センター	●日本カウンセリング学会カウンセリング心理士による相談 ☎社会福祉課 ☎(62)7026
	23日(金)		黒磯保健センター	
ポラリス☆とちぎ 出張相談会(予約制)	5日(月)	午後1時30分～4時30分	いきいきふれあいセンター	●ひきこもりで悩んでいる本人、家族のための相談 ☎社会福祉課 ☎(62)7135

今回のテーマは「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」です

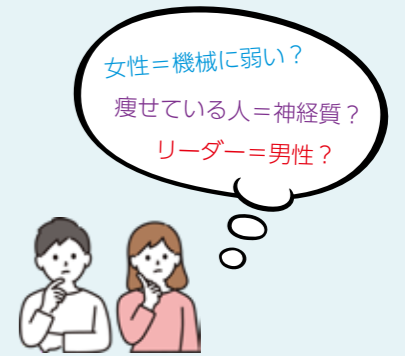
無意識の偏見って?

血液型を聞いて相手の性格を想像したことや、「普通は〇〇だ」「たいてい〇〇だ」という決め付けの言葉を使ったことはありませんか?

私たちは、何かを見たり聞いたりしたときに、実際にはそうではないにもかかわらず、無意識に「きっと〇〇だ」と思い込みをしてしまうことがあります。これが「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)」です。

この偏った思い込みは、私たちがこれまでに経験してきたことが結びついていて、日常生活にも存在します。時には、この思い込みが否定的な感情による言動となり、相手を傷つけてしまう可能性もあるのです。

「無意識の偏見」そのものがなくなることはなく、全てが悪いということはありませんが、私たちが互いに向き合い、多様性を認め合う社会の実現のためにも、自分の価値観で決め付けたり、理想を押し付けたりしないように意識してみましょう。



男女共同参画セミナーを開催しました!



小林 敦子 氏

3月11日に、ジェンダー・ハラスメント研究家の小林敦子氏によるセミナー「アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)と向き合う」を那須塩原市図書館「みるる」で開催し、26人が参加しました。

セミナーでは、クイズやテストを通して、自分は偏見を持っていないと思っても、実は潜在的に持っているということを、心理学の観点でわかりやすく話してもらいました。

「無意識の偏見」を乗り越えるためには、物事を多面的に捉える力が必要で、複雑なものごとを複雑なままに理解することが重要だと締めくくられました。



参加者の声(アンケートから)

- ・人を多面的に見ると同時に、自分も多面性のある人になりたいと思いました
- ・「家事は女性がやるものだ」と無意識の偏見をしてしまった
- ・若い世代の参加が少ない
- ・アンコンシャス・バイアスをどう乗り越えていこうかが分かって良かったです

職場で悩んでいませんか? 「個の侵害」

職場で、上司にしか相談していないことを周りの同僚が知っていたり、職場の外でも監視されたり、私物を写真で撮影されたり・・・このような行為は、私的な行為に過剰に立ち入る「個の侵害」型パワーハラスメントと考えられます。会社の人事担当や、外部の相談窓口にご相談しましょう。



第4次男女共同参画行動計画を策定しました

市ホームページまたは☎市民協働推進課で閲覧できます。



「みんな」バックナンバーはこちら→  
ウェブ版も見てね!

